

後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(補助事業)</p> <p>第2 補助事業は、広域連合が、知事が定める基準により、平成24年10月1日から<u>令和2年12月31日</u>までの間において、被災被保険者に対し、次の措置を実施する事業をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(補助事業)</p> <p>第2 補助事業は、広域連合が、知事が定める基準により、平成24年10月1日から<u>令和3年12月31日</u>までの間において、被災被保険者に対し、次の措置を実施する事業をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。